

舞 鶴 総 第 204 号  
令 和 6 年 1 月 12 日

舞鶴市議会議長  
上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津  
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について  
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 1 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 6 年 1 月 5 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

661,540 円

2 事件の概要

市職員が市所有自動車により道路を走行中、運転を誤り、信号待ちのため停車していた相手方自動車に衝突し、当該相手方自動車を損傷させた。

3 発生年月日

令和 5 年 10 月 31 日

#### 4 発生場所

舞鶴市字清道地内

府道 28 号小倉西舞鶴線

#### 専決第 2 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 6 年 1 月 5 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

#### 1 損害賠償の額

101,200 円

#### 2 事件の概要

市職員が市所有自動車から降車しようとした際、運転席のドアが強風にあおられて勢いよく開き、隣に駐車中の相手方自動車に接触し、相手方自動車を損傷させた。

#### 3 発生年月日

令和 5 年 11 月 6 日

#### 4 発生場所

舞鶴市字浜地内

舞鶴市東消防署